



# 大規模施設を運営する事業者、大規模施設内のテナント等の皆さまに、協力金を交付します！



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間の短縮等にご協力いただいた、大規模施設の運営事業者、同施設内のテナント事業者及び非飲食業小規模カラオケ事業者の皆さまに、協力金を交付します。

## 対象区域（緊急事態措置区域）

県内全市町村

## 協力金の概要

対象施設	交付額
時短要請にご協力いただいた、建築物の床面積＝1,000㎡超の大規模施設（詳細は裏面参照）	$1 \text{日当たりの交付額} \times \text{時短営業日数}$ < 1日当たりの交付額 > $\text{時短営業した面積単位数} \times 20 \text{万円} \times \text{時短率}$ <b>（テナント数などにより、追加支給があります。）</b>
大規模施設の一部を賃借し、一般消費者向けに営業するテナント（飲食店を除く。）（詳細は裏面参照）	$1 \text{日当たりの交付額} \times \text{時短営業日数}$ < 1日当たりの交付額 > $\text{時短営業した面積単位数} \times 2 \text{万円} \times \text{時短率}$
非飲食業小規模カラオケ店	$2 \text{万円} \times \text{休業日数}$

※ 面積単位数、時短率などの詳細は、神奈川県のホームページをご確認ください。

## 申請受付期間

令和3年10月7日（木）～ 令和3年12月14日（火）

※テナント事業者及び非飲食業小規模カラオケ事業者向け協力金の電子申請は10月14日(木)開始予定  
 ※電子申請を推奨しています。

## 主な交付要件

- 20時から翌5時は営業せず、イベント実施日及び映画上映は21時までとするなど、県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた大規模施設や同施設内のテナントであること。
- 県の要請に応じて休業にご協力いただいた飲食業の許可を受けていないカラオケ店であること。

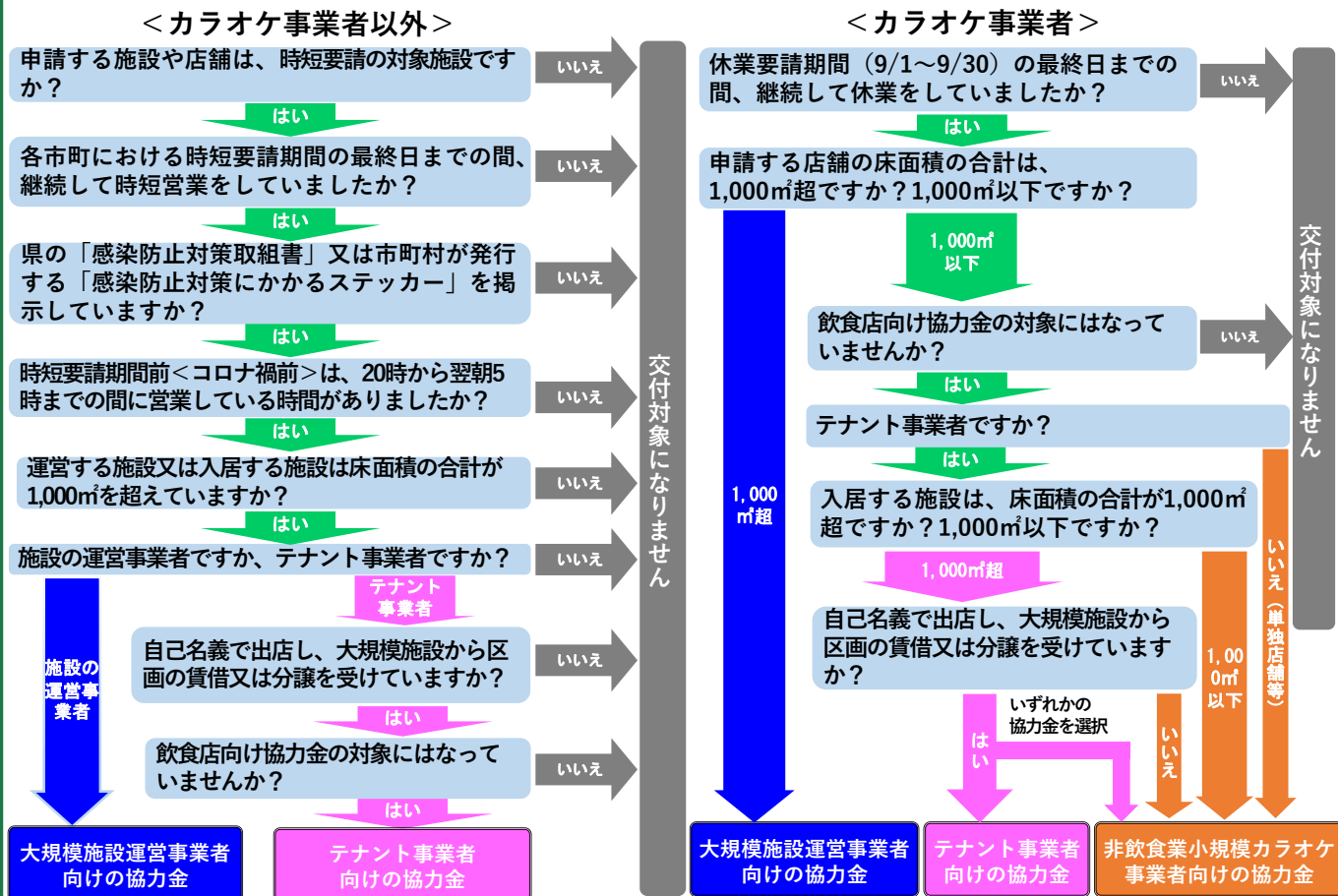
申請に必要な書類や最新の情報等は、「大規模施設等に対する協力金」に関する神奈川県のホームページをご確認ください。

神奈川 大規模施設 協力金 第5弾

検索



# 協力金交付フローチャート（時短営業又は休業をした場合）



コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の休業・時短要請に係る協力金の申請又は受給をしている施設は、本協力金の交付対象外です。

## 協力金の対象施設

### ＜大規模施設の運営事業者及びテナント事業者の双方が対象となる施設＞

種類	施設の例
映画館等	映画館、プラネタリウム等
商業施設	大規模小売店等（生活必需物資販売店舗を除く。）
遊技場	ゲームセンター等
遊興施設（飲食店を除く。）	個室ビデオ店等
サービス業	生活必需サービス以外の店舗等
運動施設（屋内施設等）	体育館、ボウリング場、スポーツクラブ等

### ＜テナント事業者のみが対象となる施設（大規模施設が時短営業をした場合）＞

種類	施設の例
劇場等	劇場、観覧場等
集会・展示施設	公会堂、貸会議室等
ホテル・旅館	ホテル、旅館の集会の用に供する部分
運動施設（屋外施設等）	野球場、ゴルフ場、バッティングセンター等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	博物館、美術館、科学館、水族館等

詳しくは、＜神奈川県大規模施設等協力金コールセンター＞までお問合せください。

電話 045-900-5906 受付時間 月曜から金曜まで（祝日除く）9時から17時まで